

平成30年第7回臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成30年7月20日（金曜日）			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	7月20日 10時00分 島袋義範議長宣言			
閉 会	7月20日 12時10分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ）	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	知 念 一 吉 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島袋 裕次 君 主 査 蔵 下 慎 君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	宮 城 弘 和 君
	政策調整室長	内 間 常 喜 君	建 設 課 長	金 城 和 廣 君
	教育行政課長	新 城 米 広 君	建 設 課 参 事	知 念 利 次 君
	会 計 管 理 者	山 城 直 也 君	農 林 水 産 課 長	西 江 忍 君
	公 営 企 業 課 長	東 江 民 雄 君	福 祉 課 長	亀 里 裕 治 君
	商 工 観 光 課 長	万 寿 祥 久 君	住 民 課 長	島 袋 英 樹 君
	医 療 保 健 課 長	宮 里 政 喜 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
総務課長補佐	平 敷 兼 清 君			
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成30年第7回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成30年7月20日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名（3番 山城善彦議員・5番 内間広樹議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第41号	肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業分担金徴収条例の制定について
第6	議案第44号	特定地域経営支援対策事業（精脱葉施設処理装置）の購入契約について
第7	議案第45号	特定地域経営支援対策事業（ハーベスター）の購入契約について
第8	議案第46号	伊江島ハイビスカス園等整備工事（建築）の請負契約について
第9	議案第47号	伊江島ハイビスカス園等整備工事（土木）の請負契約について
第10	議案第48号	伊江島ハイビスカス園等整備工事（電気）の請負契約について
第11	議案第49号	伊江島ハイビスカス園等整備工事（機械）の請負契約について
第12	議案第50号	村営第2城山団地建設工事（建築）の請負契約について
第13	議案第51号	西小第一教員宿舍整備工事（建築・土木）の請負契約について
第14	議案第52号	村立幼稚園増改築整備工事（建築）の請負契約について
第15	議案第53号	リリーフィールド公園施設整備工事（土木）の請負契約について
第16	議案第54号	団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事の請負契約について
第17	議案第42号	平成30年度伊江村一般会計補正予算（第2号）
第18	議案第43号	平成30年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）
第19	意見書第2号	米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書（案）
第20	決議第2号	米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議（案）

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、平成30年第7回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 山城善彦議員、5番 内間広樹議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。

私の主な出張について、報告します。

7月6日に、村長と万寿商工観光課長とともに、静岡県にて矢崎総業の工場にて矢崎会長を表敬訪問いたしました。

7月8日第25回関東伊江島城会定期総会が東京都千代田区日本教育会館にて開催され、出席いたしました。

7月9日、町村議会議長会理事会在自治会館で行われ出席いたしました。本臨時会においては、米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議が採択されました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

平成30年第7回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

行政報告の前に、西日本を中心に広い範囲で大きな被害をもたらした7月豪雨の災害により、お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げる次第であります。被災地の一刻も早い復興を心よりお祈りを申し上げたいと思えます。

また、7月10日の台風8号で大きな被害を受けた宮古島、八重山、与那国町の皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思えます。

それでは行政報告を行いたいと思えます。

1点目、台風被害の報告についてでございます。6月16日の台風6号、7月2日の台風7号の台風被害について、御報告をさせていただきます。台風6号の記録的な大雨により、住宅、農業施設への浸水、傾斜地の土砂崩れ、道路の冠水、農地の耕土流出などの被害がございました。また、台風6号の接近に伴い竜巻が発生し、公共施設の破損、農作業車両の転倒、農業施設の倒壊、樹木の倒木、強風で車両があおられけがをするなど、大雨の被害と突風で大きな被害がございました。けがをされた方々、被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。農作物の被害につきましては、葉たばこ6,300万円、島ラッキョウ100万円、農業用施設430万円で、被害の総額は6,830万円と予想をしております。詳細につきましては、お配りの資料を後ほどご覧いただきたいと思います。

2点目に建設事業執行状況の報告についてでございます。建設事業の執行状況を配付した資料のとおり、工事16件、委託業務9件、備品購入3件の合計28件を執行しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

3点目、児童生徒の活躍状況について、御報告をさせていただきます。児童生徒の活躍状況については、九州大会、全国大会に出場する児童生徒の名簿を資料でお配りをしてありますので、後ほどご覧いただきまして、子どもたちを激励いただければと思います。

以上で、行政報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5 議案第41号 肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業分担金徴収条例の制定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案第41号 肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業分担金徴収条例の制定についての、提案理由を御説明をいたします。

今年度から県単独事業で実施する肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業を実施するにあたりまして、肉用牛育種価分析検査料金の一部を受益者から分担金等徴収を行うことから、沖縄県の指導もありまして、本条例を制定する必要があるため、本条例を提案するものであります。

なお、この今回事業として実施する肉用牛育種価分析というのを少し説明いたしますと、これは遺伝子分析ということになっておりまして、ゲノミック評価ということに言われるそうでございます。子牛の毛根、生まれてすぐの子牛に子牛の毛根及び血液を採取して、成分中の特定のたんぱく質を検査、分析することで、能力育種価形質、例えば枝肉の重量とかロース芯、バラ厚、皮下脂肪圧とか、歩留まり、脂肪交雑を早期に解明することができるというのが、このゲノミック評価という遺伝子分析の方法で今回の育種価評価の検査の方法だということでございます。簡単に申し上げますと、これまでの和牛農産の肉の能力の改良手法としては、育種価評価はとれておりますけれども、生まれてすぐの産子の成績を経て評価するまでに数年間の時間がかかってきたわけですが、今回のこの評価の方法では、生まれてすぐの産子、生まれた子どもをすぐさまDNA鑑定をすることによって、すぐさまそういった能力、能力育種価形質を早期に解明することができるというのが、今回のこの検査の方法だということでございます。詳しくは後ほど、担当課長からも説明させますので、よろしく願いいたします。その分析検査に係る受益者の分担金を徴収するために、本条例を制定するというのが提案理由でございます。

それではページを開けていただきまして、条例の中身を説明させていただきます。第1条は（趣旨）でございますが、先ほど説明しました肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業に要する費用の分担金徴収に関して必要な事項を定めるというのが第1条でございます。

第2条は（受益者）、分担金は当該事業によって利益を受ける者（法人及び団体を含む）以下「受益者」という。）から徴収するものとするということでございます。

第3条（分担金の額）受益者から徴収する分担金の額は、当該事業に要する費用のうち、県から交付を受けた補助金、つまり県の補助金を差し引いた額の範囲内において、村長が定めるということでございます。

第4条（分担金の納期）村が当該事業実施後に、村長の定める期日までに、前条の規定による分担金を納入しなければならないと定めてございます。

第5条は（分担金の徴収方法）ですが、年度内での納入通知書による徴収を行いたいということで定めてあります。

第6条（督促）村長は、受益者が納付期限までに分担金を納付しないときは、納期後20日以内に督促状を発しなければならないと定めてあります。

第7条（延滞金） 村長は、受益者が分担金を納付期限までに納付しなかったときは、伊江村の督促手数料及び延滞金徴収条例に基づき延滞金を徴収するというふうに定めてございます。

第8条（分担金等の減免） 村長は、受益者が災害その他の事由により分担金又は前条に規定する延滞金の納付が困難であると認めるときは、当該分担金等の徴収を猶予し又はその額を減免することができるというふうに定めてございます。

第9条は（委任）でございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行していきたいと考えております。

以上が条例の中身でございます。

先ほどの分析方法について担当課長からまた詳しく、説明をさせたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

ただいま提案理由で副村長が説明したとおりでございますが、具体的に申し上げますと、これまでですと屠畜して初めて、いい霜降りの牛なのか、そうでないのかというのがわからなかったんですけれども、今回のゲノミック評価方法では、生まれた子牛から短期間で血液、DNA鑑定をすることで、子牛を含めその種牛となった親牛の成績まで評価ができるということでございますので、これまでももっと短縮した時間をもって、この生まれた子牛が将来の母牛候補として、保留すべきか、あるいは点数が低ければ、競りに出して出荷すべきかという畜産農家の判断が材料として瞬時にわかるということでございます。今回、6月の上旬に県から事業の要望調査がございましたが、ぜひとも畜産担当とも調整をいたしまして、村におきまして今回、優良改良事業を導入したいということで、今臨時会での提案となっておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

今の説明によりますと、育種価が早目にわかるということで、大変いいのかと思いますが、1頭当たりの分析価格といたしますか。それはどうなっていますか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

次の補正予算で説明しようと思ったんですが今回、県におきましては、県全体の予算額として300万円の県補助金がございます、県は事業の要項といたしまして2分の1以内としております。今回の遺伝子分析の解析に係る手数料といたしまして、1頭1万6,000円、県の補助金が2分の1以内ということで、県補助金が7,500円、受益者負担を8,000円とし、村補助金500円を導入いたしまして、県、村補助合わせて8,000円、受益者負担8,000円、2分の1補助で事業実施したいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

ただいま農林水産課長から説明させましたが、沖縄県全体では400頭の300万円の事業メニューだということをお聞ひしております。今回、伊江村の内示額は60頭です。60頭ですから45万円、沖縄県の補助金45万円です。

そういうことで、2分の1は農家に負担をお願いしたいと。受益者負担ということにしたいのですが、受益者負担になると、2分の1になると8,500円が今、7,500円、1頭当たり1万6,000円かかりますから、8,500円を農家が負担しないといけなくなるわけです。しかし2分の1を超えてしまいますから、500円は伊江村で補助金としてやって、県等の補助金と2分の1を負担していただくということにしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第41号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第41号 肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業分担金徴収条例の制定について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第41号 肉用牛優良繁殖雌牛増頭改良推進事業分担金徴収条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第44号 特定地域経営支援対策事業（精脱葉施設処理装置）の購入契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第44号 特定地域経営支援対策事業（精脱葉施設処理装置）の購入契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額：9,720万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が720万円）、契約の相手方：大阪府大阪市西区京町堀1丁目8番5号（明星ビル）、株式会社 よしみね、代表取締役 下村 勉と契約をしていきたいと考えております。なお今回の購入の内容につきましては、ハーベスターで収穫したさとうきびに付着しております葉っぱの殻、小石、土などを除去する精脱処理する施設を購入、設置する事業となっております。主な機械の仕様についてはハーベスター用兼フィルダー、兼移送コンベア、グリズリーローラー、選別コンベア、クリーン搬出兼コンベアというふうになっております。

以上で提案理由とさせていただきます。皆様の御質疑にお答えをしていきたいと思っております。御審議方、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第44号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第44号 特定地域経営支援対策事業（精脱葉施設処理装置）の購入契約について、採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第44号 特定地域経営支援対策事業（精脱葉施設処理装置）の購入契約について、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第45号 特定地域経営支援対策事業（ハーベスター）の購入契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第45号 特定地域経営支援対策事業（ハーベスター）の購入契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、5,567万6,160円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が412万4,160円）、契約の相手方、沖縄県与那原町字上与那原439番地、株式会社 くみき、代表取締役社長 安次富 均と契約をしていきたいと考えております。今回の購入契約につきましては、ハーベスター2台の購入となっております。規格が110馬力程度で、収納袋30袋を1台当たり持っているというハーベスター2台の購入であります。今後につきましては、ハーベスターについては、備品管理協定書を結びJA伊江支店で管理をしていくということでの予定をしているところであります。以上で、提案理由とさせていただきます。皆様の御質疑にお答えをさせていただきますと思います。御審議方よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

先ほどの議案第44号と同じ事業なんですけれども、この負担割合をお伺いします。

それともう1点、このハーベスターのもしカタログがあるのであれば、資料提示をお願いしたいと、議長よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

ただいま資料の要求がございましたので、よろしくお願ひします。

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

負担割合と申しますと、補助率、補助金。

補助率、特定地域経営支援対策事業ということで、補助率が80%でございます。20%は事業の裏負担、20%につきましては、村で負担いたします。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時21分)

再開します。

(再開時刻10時22分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第45号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第45号 特定地域経営支援対策事業（ハーベスター）の購入契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第45号 特定地域経営支援対策事業（ハーベスター）の購入契約について、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第46号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（建築）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第46号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（建築）の請負契約について、提案理由を申し上げます。

契約金額は、2億6,136万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,936万円）。

契約の相手方、有限会社 大城建設、有限会社 丸仲土建、株式会社 エムエープランニング特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字川平413番地の3、有限会社 大城建設、代表取締役 大城光博と契約をしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の建築の整備工事の主な工事概要についてでございますが、ハイビスカス園の改修工事1,620平方メートル、情報展示棟新設工事が144平方メートル、バックヤード棟新設工事が1,512平方メートル、作業ヤード棟新設工事が50平方メートルとなっております。以上、改修工事で1,620平方メートル、新設工事で情報展示棟新設工事が144平方メートル、先ほど説明を申し上げましたので、以上、提案理由とさせていただきます。皆さまの御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 島袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第46号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第46号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（建築）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第46号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（建築）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第47号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（土木）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第47号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（土木）の請負契約についての提案理由を説明申し上げます。

契約金額が、1億7,928万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,328万円）。

契約の相手方、有限会社 蔵下組、島幸建設株式会社 特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字川平223番地、有限会社 蔵下組、代表取締役 蔵下 進と契約をしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の土木工事の概要につきましては、園路の舗装整備が4,346平方メートル、駐車場整備が1,043平方メートル、排水施設整備が341メートル、アーチ整備1基、園内入り口のアーチ整備が1基、ハイビスカス畑整備が1,171平方メートルとなっております。以上で、提案理由とさせていただきます、皆さまの御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第47号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（土木）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（土木）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第48号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（電気）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第48号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（電気）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、1億152万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が752万円）。

契約の相手方、光通信工業株式会社、伊江電気工事社 特定建設工事共同企業体。代表者、浦添市牧港五丁目4番10号、光通信工業株式会社、代表取締役 島袋利和と契約をしていきたいと思っております。

なお、今回のハイビスカス園等整備工事の電気につきましては、ハイビスカス園の改修工事が1,620平方メートル、新設工事としまして、情報展示棟新設工事、バックヤード棟新設工事、作業ヤード棟新設工事、太陽光発電設備工事38キロワットということで、ハイビスカス園の展示棟改修工事及び新設工事における電気設備工事と太陽光発電設備工事となっております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願ひいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第48号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（電気）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第48号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（電気）の請負契約については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第49号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（機械）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第49号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（機械）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、8,100万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が600万円）。

契約の相手方、南西空調設備株式会社、有限会社丸山組 特定建設工事共同企業体。代表者、那覇市銘苅1丁目10番12号、南西空調設備株式会社、代表取締役社長 久高将泰と契約をしていきたいと考えております。

機械の今回の工事につきましては、これまで審議をいただきましたハイビスカス園の改修工事及び新設工事における給水設備工事、排水設備工事、換気設備工事、空調設備工事、撤去工事等となっております。以上で、提案理由とさせていただきます。御審議方よろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第49号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（機械）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第49号 伊江島ハイビスカス園等整備工事（機械）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第50号 村営第2城山団地建設工事（建築）の請負契約について、議題とします。

地方自治法117条の規定によって、9番 知念一邦君の退場を求めます。

（9番 知念一邦議君 退場）

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第50号 村営第2城山団地建設工事（建築）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、2億736万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,536万円）。

契約の相手方、有限会社明城建設、株式会社輝男建設 特定建設工事共同企業体。代表者、沖縄市池原二丁目15番35号、有限会社明城建設、代表取締役 山城重幸と契約をしていきたいと思っております。

今回の第2城山団地の工事概要につきましては、団地の本体工事となっております。鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積が1,001平方メートルで、住居の戸数は12戸となっております。工期につきましては、約8カ月間を予定をしているところであります。以上で、提案理由とさせていただきます、皆様の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。御審議方よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第50号 村営第2城山団地建設工事（建築）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第50号 村営第2城山団地建設工事（建築）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻10時39分)

再開します。 (再開時刻10時40分)

日程第13 議案第51号 西小第一教員宿舎整備工事（建築・土木）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第51号 西小第一教員宿舎整備工事（建築・土木）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額、1億7,172万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,272万円）。契約の相手方、有限会社 蔵下組、有限会社 比嘉組 特定建設工事共同企業体。代表者、伊江村字川平223番地、有限会社 蔵下組、代表取締役 蔵下 進と契約を交わしていきたいと思っております。

今回の西小の第一教員宿舎の整備工事につきましては、公立学校施設整備費補助金、沖縄振興公共投資交付金をもって実施するものでございます。工事内容につきましては、教員宿舎の本体工事となっております。鉄筋コンクリート造2階建て、延べ面積627平方メートルで、住居の戸数は10戸となっております。工期につきましては、約7カ月間を予定をしているところであります。以上で、提案理由の説明とさせていただきます、皆様の御質疑にお答えをさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

村長から説明あったんですけれども、今回の住居の戸数の10戸の中には、一般教員だけではなくて校長住

宅も入っておりますので、その分はぜひ先に報告しておくべきだったんですが、入っているということですので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第51号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第51号 西小第一教員宿舎整備工事（建築・土木）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第51号 西小第一教員宿舎整備工事（建築・土木）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第52号 村立幼稚園増改築整備工事（建築）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第52号 村立幼稚園増改築整備工事（建築）の請負契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が8,931万6,000円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が661万6,000円）、契約の相手方、有限会社 明城建設、株式会社 エムエープランニング特定建設工事共同企業体。代表者、沖縄県沖縄市池原2丁目15番35番地、有限会社 明城建設、代表取締役 山城重幸と契約をしていきたいと考えております。

なお、今回の工事につきましては、調整交付金事業をもって実施するものでございます。工事内容につきましては、伊江幼稚園と西幼稚園の増改築工事となっております。伊江幼稚園RC造平屋改修面積54.42平方メートル、増築面積が69.22平方メートル、計123.64平方メートルでございます。そして西幼稚園、RC造平屋改修面積が117.85平方メートル、増築面積が56.48平方メートル、計174.33平方メートルの工事を行う予定であります。なお、工期につきましては、約6カ月間を予定しているところであります。

以上で提案理由とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

平米数に50平方メートルぐらいの伊江幼稚園、西幼稚園の差があるんですけども、この差は何の差なんでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

50平方メートルの差ということではありますが、既存の面積、その面積に対して今ある遊戯室とか、その辺をもう一つ4歳児用につくっていくということで、増やしていきます。そのつくりとか、トイレとかその辺をおさめる前に一部スペースができて、その合計数でもってやっているんですが、そこが50平方メートル

ルの差が出ているということになります。全体枠で考えますと、2年保育とかで使うそのスペース部分が若干、つくりによって違っているということになります。その差ということになります。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

確認ですけど、園児数の数あたりの面積というわけではなくて、このつくりがそういうつくりにはできないということですか。何か50平方メートルもあると約15坪ぐらいの大きさの違いがあるので、できれば同等の改修するのであれば、同等のスペースがあるべきではないかと思えますけれども、すみません。もう一回。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

この改修工事はまず必要最小限ということで局のほうと調整が図られておりまして、その中で必要面積というのは、今ある遊戯室、そして遊戯室と保育室、そこの面積の倍ということでなら話はわかりますと。それをさらに追加することは、ちょっと今回の改修の中では認められませんよという部分で、そこをちょうどそのつくりには当てはめて、そこに遊具室とか当てはめていった場合に、そこで出てくるスペース部分が今の50平方メートルに当たるということになります。その部分は2年保育で活用していくということで調整になっているという部分です。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

工期について、何月から何月までですか。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

7月26日から1月21日までを予定しております。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

夏休みに入ってからということだと思いますが、伊江幼稚園、西幼稚園、同時進行でやったほうが、夏休み中にできる仕事量が増えると思いますが、どうして1カ所に入札、落札させたんですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

JVにしたのは、同時発注だと理解をしております。例えばサッシとか、木工事とか、同等の品質を求めがために、サッシとかやはり既設のものに合わないといけませんので、同じ契約の中で同時並行で作業したほうが良いということで、今回JVとしているところでございます。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

同等の品質を使うということが理由なんですか。同等の品質、サッシとか使うというのは、指定すればできることではないんですか。というのは、夏休みを過ぎてもガンガン工事の音がすると、ほかの小学校の授業に差しつかえがあると指摘されているんです。分割することによって、その大型工事については、早急に時間短縮できるのではないかとということで私は質疑をしているんです、どうですか。

○ 議長 島袋義範君

建設課長 金城和廣君。

○ 建設課長 金城和廣君

今、名嘉議員がおっしゃる技術的なこともそうですけれども、工期的なこともそうですし、工程会議での統一的な品質の向上も図れるし、やはり一つの離れてはいますけれども、JVでやることによって、工程も品質も同等の品質を求めることができますので、今回はJV共同企業体でということで発注をしたということでございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

建設課長の答弁に補足いたします。夏休みということで、両幼稚園同時で夏休みのほうに大きな工事をするということで調整になっております。それで夏休みを過ぎるとできるだけ音の出ない、内装や工事をやって進めていくということで工程表はなっておりますので、今夏休み1カ所からやって次の箇所ではなくて、両方同時に進行していくということになります。

○ 議長 島袋義範君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第52号 村立幼稚園増改築整備工事（建築）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第52号 村立幼稚園増改築整備工事（建築）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第53号 リリーフィールド公園施設整備工事（土木）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第53号 リリーフィールド公園施設整備工事（土木）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が7,128万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が528万円）。契約の相手方、伊江村字東江前202番地、有限会社 玉城建設、知念悦子と契約をしたいと考えております。

本工事は沖縄振興特別推進交付金事業で実施をする予定でございます。主な工事につきましては、リリーフィールド公園の一般車両用として使用しています西駐車場4,646平方メートルの舗装及び区画整理と浸透池の設置となっております。現在約133台の駐車スペースと見ておりますが、整備後には142台が確保され、

ゆり祭り期間中、その他利用者の利便性向上に寄与していくと考えております。それと先ほど私、契約の相手方、有限会社玉城建設、この議案書はこう職名がありませんが、代表取締役 知念悦子と契約をしたいと考えておりますということで訂正をさせていただきたいと思っております。

以上で、提案理由とさせていただきます、御質疑にお答えをしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第53号 リリーフィールド公園施設整備工事（土木）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第53号 リリーフィールド公園施設整備工事（土木）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第54号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第54号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事の請負契約についての、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が6,588万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が488万円）、契約の相手方、伊江村字西江前563番地、有限会社 金城土建、代表取締役 金城清信と契約をしたいと考えております。なお、今回の工事につきましては、土工事、掘削、残土運搬、石積み擁壁、そしてネットフェンス等の工事を行いまして、浸透池の深さ5メートルの浸透池容量6,002立方メートルの浸透池1基を設置する工事となっております。以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

この整備工事の平面図の提示をお願いしたいと思っております。

それと浸透池の計画箇所、どの辺になっているのか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

計画平面図につきましては、すみません。後ほどお配りしたいと思っております。

この1号浸透池と呼んでおりますが、その浸透池の場所でございますけれども、グスク溜池から小字で言いますと泊原になりますが、グスク溜池西側に約200メートルほど行ったところに、ちょうど国営地下ダム、ダム池があったときの、ダム池ぐらいに水を落とすような場所に今、設置を考えております。後ほどすみませんが、位置につきましても、図面でお配りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋 義範 君

先ほどの図面の資料要求がございましたけれども、議員に配っていただきますよう、お願いします。

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

今回の大雨で東江上溜池のそばのほうは、大分冠水して、畑約何坪ですか、約1,000坪ぐらいだったと思いますが、完全に冠水している状況でありました。この浸透池をつくるにあたり、今回のこの被害の状況も把握されて、その浸透池の規格といいますか、それを再検討する必要性はないか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

今回の豪雨の災害を受けまして、このグスク溜池東側の地域一帯が冠水している状況も確認をしております。ただ補助事業におきましては、例えば5年に1回の確率の大雨とか、この辺の設計指針等がございまして、なかなか県ともその辺のもう少し大きな浸透池がつかれないかという調整もしているところでございまして、本条の要項要領上、何年かに1回の5年に1回でありますとか、10年に1回の確率の雨に耐え得る例えば浸透池、側溝等、おおむね補助事業の基準がございまして、それに基づいてしか設計ができないというのが今、現状でございまして、この辺は今後、今回の豪雨、災害を受けまして、県にもこの辺の見直し等ができないかというのは、現段階で担当レベルでも調整しているところでございまして、現段階では村の思うがまま、大きくするというのは現状不可能でございまして。

○ 議長 島袋 義範 君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第54号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第54号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第54号 団体営農地保全整備事業（東江上第1地区）整備工事の請負契約について、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

(休憩時刻11時05分)

再開します。

(再開時刻11時15分)

先ほどのハーベスターの質疑の中で、答弁ミスがありましたので訂正させたいと思います。

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

議案第45号 特定地域経営支援対策事業（ハーベスター）の購入契約についての議案におきまして、内間

広樹議員から負担割合ということの質疑を受けましたが、補助率が約3分の2、約70%でございます。残り30%は当初、村で立て替えまして、残り補助残分の半分はJAと折半して、JAに負担させる予定を考えております。進行します。

○ 議長 島袋 義範 君

日程第17 議案第42号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

議案第42号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の提案理由を、御説明申し上げます。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億3,608万8,000円と定めたいと思います。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によりたいと思います。

詳細については、各担当課長から説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

それでは事項別明細書、歳入1ページをお願いいたします。13款1項1目農林水産業負担金48万円の計上は、1節細節1. 肉用牛増頭改良推進事業負担金で、先ほど議決いただきました分担金の徴収条例に基づき、受益者負担分の60件分の計上でございます。

歳入2ページをお願いいたします。16款2項4目農林水産業費県補助金45万円の計上は、1節細節146. 肉用牛増頭改良推進事業費で、ゲノミック育種価分析に係る県補助金で1頭当たり7,500円の実施頭数60頭分の県補助金の計上でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城 弘和 君

歳出1ページをお願いいたします。2款1項4目財産管理費、財政調整基金積立金の減額につきましては、この後御説明いたします6款農林水産業費、8款土木費、10款教育費の増額補正に伴います一般財源の財政調整額として2,487万円を減額する措置でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍 君

歳出2ページをお願いいたします。6款1項5目畜産業費396万円の計上は、12節細節1429. 肉用牛増頭改良推進事業費96万円で、ゲノミック育種価分析手数料、1頭当たり1万6,000円の60頭分の分析手数料を計上してございます。13節委託料につきましては、細節1399. 伊江村畜産総合計画策定業務で、当初におきまして施設ニーズアンケート調査対象項目に村内の耕種農家に対しましても、今後における経営転換、複合経営等の意識調査及び北部管内の市町村の和牛改良組合の会員に対しましても、アンケート調査を実施したく今回、増額計上をしてございます。9目災害対策費1,850万円の計上は、去った6月16日台風6号に伴う豪雨の被害に対する災害復旧及び対策に係る費用を計上してございます。13節委託料、細節101. につきましては、旧シキミズ溜池南側のり面が崩れておりますので、その対策に係る設計と、阿良溜池の余水吐きを改修し、うまく東側の浸透池に導けないか検討したく計上してございます。14節、細節8. 借上料720万円の計上は、土砂の流出に伴いまして浸透池、排水溝等の土砂しゅんせつ時の重機借上料と、表土が大きく

流出した圃場への表土運搬のための重機借上料を計上してございます。浸透池、排水溝のしゅんせつにつきましては、被害の大きかった西崎地区から浸透池、側溝等を確認しながら、順次しゅんせつを行っております。また、圃場への表土運搬につきましては、現在のところ全体で57筆の圃場で、表土の量が約4,000立方メートルを見込んでおります。これまでに完了した圃場が24筆で約2,058立方メートルの表土運搬が完了しております。15節細節101. 災害対策工事請負費、実施設計後、旧シキミズ溜池の南側ののり面及びのり面下にあります排水溝の改良改修工事を行っていきたいと考えております。22節細節1. 補償金430万円の計上につきましては、同じく台風6号の豪雨によりまして、阿良溜池が氾濫し、隣接する花卉農家の倉庫が約1メートルほど冠水し、倉庫に保管されておりました農機具、肥料及び資材等が使用不能になったものや、修理を余儀なくされたそれらに係る補償費の計上でございます。内訳といたしましてトラクターが2台、杭打ち機4台、管理機4台、その他電動工具等がございました。また、肥料で269袋の冠水被害がございました。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 宮城弘和君。

○ 総務課長 宮城弘和君

3ページお願いいたします。8款4項1目空港管理費304万円の増額につきましては、去る台風6号の接近に伴いまして、竜巻が発生いたしまして、破損被害がございました。空港ターミナルのサッシの修繕費と空港配備の消防車のフロントガラスの修繕費を計上してございますので、よろしくお願いいたします。

現在、沖縄県空港課と応急対策費での対応に向けて、交付申請を調整中でございますので、交付額が確定しましたら、財源補正を行う予定でございます。

○ 議長 島袋義範君

教育行政課長 新城米広君。

○ 教育行政課長 新城米広君

歳出4ページお願いします。10款5項3目文化財保護費、細節8. 借上料30万円の増額でございますが、去った台風6号時に発生しました竜巻により、ゴヘズ洞穴の敷地内の木々が倒されまして、その倒木の撤去などに係る重機使用料の補正計上でございます。

以上で、平成30年度伊江村一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

歳入、一括して質疑を許します。13款分担金及び負担金、16款県支出金、両方一括してお願いします。質疑を許します。〔「進行」の声あり〕

進行します。歳出、款ごとに質疑を許します。2款総務費、1ページ。〔「進行」の声あり〕

6款農林水産費、2ページ。11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

歳出2ページの肉用牛増頭改良推進事業に関してでありますけれども、先ほど条例が可決されました。その中で、年間その計画で60頭ということでありましたけれども、これ育種価、すぐに生まれて血液検査をすれば、可能だというような状況でありましたけれども、今村内で約2,000頭の子牛が生まれているわけです。その半分としても1,000頭がメスだとした場合、何か60頭では少ないのではないかと。それはもちろん、畜産農家の経営の中で系統の優良なものを保留したいとか、そういったこともあるはずですが、その中でもしこの検査料金、検査をした後に、「この子牛は育種価はできませんよ」というようなことになった場合は、

それはそのまま農家の負担になるわけです。ですからその辺も農家の理解といいますか。その辺も理解をさせるには、何らかの説明会あたりも必要ではないのかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

今回の増頭改良事業につきましては、6月の定例会前ぐらいに要望調査がございまして、あわてて事業申請をして条例制定して、今回の臨時会に条例の制定という運びになっておりまして、準備期間が短いこともありまして、なかなか農家の皆さんに周知ができていないのかなというふうに感じておりますので、今後担当と調整をしながら、和牛改良組合等々も調整しながら、事業説明会ができないか、内部でも調整して可能であれば調整して、説明会等を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

11番 内田竹保議員。

○ 11番 内田竹保議員

今、村の事業で保留事業がありますよね、子牛の保留事業。それは確か8万円の補助金が出ていると思いますが、この場合、初産の場合にはこの子牛を保留した場合は該当しないというようなことがあるわけです。何産以上でないでと育種価ができていなければその補助金にも該当しないということがあります。ですから60頭優良雌牛を保留する場合にも、今非常に系統的にもいいわけですから、今後この事業が農家の理解が得られれば増えるのではないかというような考えもあるわけです。ですからその今後においては農家の皆さんとも十分に話し合いをし、説明もしながら進めていってほしいということを申し上げます。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

歳出2ページの補償金についてなんですけど、迅速な対応で被害を受けた農家は大変助かっているとは思いますが、この被害調書の渡久地政廣さんの倉庫の件なんですけれども、原因は恐らく皆さん、先ほど課長から説明がありましたけど、阿良溜池からの水のあふれ、オーバーフローといいますか、それが要因なんです。そこでこの場所においては、過去にも恐らく2回か、3回ぐらいあったんです、そのまま事業導入、溜池を改造する。これはもちろんですね。これから進んでいくでしょう、先ほど説明がありましたよね。委託料でしたか、そこでありましたけど、これ抜本的にこれどうしてもあまりにも阿良溜池とこの倉庫は近いところに位置するんです。そこでぜひこの溜池の改修とか、拡大とか今、考えられていると思いますけど、その前にこの倉庫の移転といいますか、移設といいたいでしょうか。そういうことはこの被害を受けた方とも話し合っ、考えたことはありませんか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西江 忍君

今回、阿良溜池の氾濫によりまして、渡久地さんの倉庫につきましては、今回で3回目というふうに冠水被害を受けたと思っております。移設につきましても、被害に遭いましたトラクター、農機具等のまずは補償、補填の話をしてしながら、倉庫の移転についても、話し合いができないかというふうに考えておりますので、今議会、予算可決後、早急にこの補償、補填をしてしながら、農家の方とはお話をさせていただきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀 里 敏 郎 議 員

ぜひ迅速な対応を、私は高く評価する議員です。そして被害を受けた農家の方も恐らく感謝していると思いますので、抜本的な政策といいたいでしょうか。それも考えていただきたいと思いますが、村長いかがでしょうか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

農林課長からもありましたが、まずは今回で3回目のそういう被害だということで、本当に申しわけないなと思っております。災害は忘れたころにやってくるという言葉もありますが、過去の阿良の溜池の氾濫で、いろいろと被害がありまして、牛舎等については、過去に移転もして、その後に東側に浸透池も設置をさせていただきましたが、そういう中で過去の中にもそういう話し合いもされたというような経緯は伺っております。いろんな事情でその辺の移転までには至らなかったのかと思っておりますが、亀里議員がおっしゃるとおり、早目にその辺の補償をしながら、今後について抜本的な方策について、農家と胸襟を開いて、そういう部分で対応しながら、阿良溜池からの氾濫によるその辺の被害の防止と、または溜池に導水する排水路のこう切り回し等も考えながら、総合的に50年に一度、あるいは1日で100ミリ以上の雨が降った場合の、そういう氾濫防止による被害の防止という部分を今後、一生懸命取り組んでいきたいと思っております。まずは先ほど、課長からありまして、本人としっかりと話し合いをさせていただきながら、対応、対処をさせていただきたいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議 員

今の件ですが、あの溜池の流入口と、排水口の大きさが違うんですよ。流入口に比べて、排水口のほうは小さい。ですから大量に入ってきて、出るのはわずかなためにオーバーフローするわけです。私は過去にはもうそういうことを繰り返さないために、溜池に穴を開けたらどうかということまで言ったことがあります。排水口、南側の西側に流入口がありますから、南側の排水口、それを大きくしない限り、これはまた同じことを繰り返すと思いますが、その辺のところはどうお考えですか。

○ 議長 島 袋 義 範 君

農林水産課長 西江 忍君。

○ 農林水産課長 西 江 忍 君

今回の阿良溜池の氾濫につきまして、氾濫の状況といえますか、流入口と余水吐き、いわばオーバーフローする部分ですね。その辺のバランスが悪いのではないかと指摘だと思いますが、我々としても現場を確認しておりますので、今回の委託料の中でシキミズ溜池とあわせまして、まずはこの余水吐きが改修できるかできないかというのも含めて、それと阿良溜池に入ってくる、阿良溜池の集水面積といいたいでしょうか、この辺ももう少し見直しをしながら、もう少しうまく分散できないかということを検討していますので、まずは余水吐き、出口側の改修を含めて、今回の委託料でもって検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 島 袋 義 範 君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山 城 善 彦 議 員

同じ2ページの災害対策費についてであります。シキミズのほうの件で災害調査測量委託料ということ

で、対策を講ずるということではありますが、その土砂崩れに関しましては、たびたび起こってしまっていて今までも三度、四度と起こっているんですが、その農家の知念利康さんと玉城増生さんですか、今回の被害、上から土砂が流れた皆さんですね。だと思いますが、本人たちはたびたびこういう状況がありまして、ただ土を入れればいいというものではないですよ。やはり表土を流されたら、やはり栄養価の高い部分が流れるわけですから、また新しい土を入れて、また土をつくって、その土がなじむまでもやはり何年かかかるわけです。ということがありますので、もちろん皆さん重々、御承知いただいているかと思いますが、今回のこの土砂崩れに対して、抜本的な対策として、どういう方法を考えているのか。お聞かせいただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻11時39分)

再開します。

(再開時刻11時40分)

建設課参事 知念利次君。

○ 建設課参事 知念利次君

おっしゃるとおりこの場所は、過去に何度かこれは空港の排水のほうから、水があふれだして、このり面を伝って畑を流した経緯があります。今回も同じような被害があったということで、今回もり面も崩れまして、大分大きな被害があったんですけど、原因としてはやはり空港から来る排水をどうにか対処する必要があるのではないかということで、もともと浸透池もつくっていました。今回この浸透池もほとんど水が入っていない状況などもありまして、抜本的に多少、改良をいたしまして、土手もつくりました。うまく浸透池に入るように、一応は対応はしました。今後また、この浸透池を拡大、大きくやる考えも一応は持っています。個人用地でもありますので、その辺個人用地を一応は相談いたしまして、できたら浸透池を大きくもって行って、抜本的な対策をその辺を考えていきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

3番 山城善彦議員。

○ 3番 山城善彦議員

では今のところはまだ具体的な対策という考えは決まっていないということですか。今回相当な土砂崩れがありました、たびたびそういう小さな土砂が崩れたり、いろんな流石があったり、いろいろあるんですが、自分の考えなんですけれども、向こうはやはり擁壁といいですか。そういった形も必要なのかなと。ずっとこう空港側、南側も、その道路の方面はずっと長く、三七男さんの牛小屋のところまでずっといっていますので、そこは常に流れた跡がありますので、再度調査をしてもらって、そういった擁壁あたりも考えてもらって、やっていたかかないと、もう農家は本当に大変です。向こう二、三件はもうそのたびたびそういうような表土が流されて、土づくりももう大変だと思いますので、本当にそういう対策の強化をよろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

進行します。8款土木費。〔「進行」の声あり〕

10款教育費、4ページ。歳出一括して質疑を許します。2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

資料として今回、6号の被害状況調査確保ということで、資料も提出されております。その日は午前中、自分も他のものがありまして、役場のほうに足を運びました。その際は、村長はじめ消防の皆さんが朝早くから出勤されているのを、この目で見て、本当に頭の下がる思いでした。本当にお疲れ様でした。ただその際に思ったことが、役場職員の皆さんもはじめ、そして消防の皆様も各自雨がっぱ等、個人で有していない

方が多く、雨の中で雨具をつけずに活動されている方が多々いました。災害、今から後ですね。その災害に関する準備の意識も大事ですが、準備するにあたり、役場職員の衣服というんですか、十分装備として揃えておかないと、雨の中での作業、災害に対する作業が多々あると思います。それは役場職員のみならず、消防に関しても一緒だと思いますので、その辺の準備も十分必要だと思いますが、これから先、どんどん台風来ますので、これは補正でも早目に上げていただいて、雨具等の準備もどうかお願いしたいと思います。それはどの課にかかわるのか。これは農林にかかわらず総務課とか、ほかの全体的にかかわると思いますので、村長、その辺早目にやっておかないと、台風来たときに活動される皆さんのことも考えたほうがいいと思います。早目に補正をして、準備したほうがいいと思いますけど、どうですか。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

非常にありがたい御質疑でございますが、これだけで使うのではなくて、個人のときにも使いますので、もっと慎重な議論が必要だと思っております。まず役場の職員については、消防団については、消防団の担当課あるいは消防団の中で、こう被服費もありますから、その中でどうするか検討協議、議論を深めていただきたいと思いますが、この辺の部分につきましては、ただこの災害、雨降ったときの雨がっぱとか、その辺の部分ではなくて、ほかの部分とも相当関連をしますので、役場の職員として仕事をするときと、要するに個人でもそういう必要な衣服、衣類、あるいは雨靴とかありますので、この辺は村民の理解がしっかりと得られるような、そういうことを内部で検討をしながら対処をしていきたいと思っておりますので、今すぐ現状は理解はしますが、認識はしておりますが、その辺は個人的でやるべき、持ち合わせる部分と、やはり役場の職員、公務員としての中で、職務の中で必要なものを確保をして貸与していくということは、おのずからもっと慎重な議論が必要だと思っておりますが、島袋議員のただいまの質疑に対しては、役場の職員も非常にありがたく思っていると思っておりますが、いずれにしても地方公務員という公僕ですので、この辺はしっかりと個人でやるべき確保すべき部分と、業務の中で使う部分については、今後内部でもしっかり議論をしながら、なおかつ村民の理解を得られるのであれば考えていきたいと思っておりますが、内部で議論をさせていただきたいというのが、今そういう質疑を受けての私の考え方でございます。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

私一応は、雨がっぱという説明をしました。夜間作業等もあるわけですから、蛍光色、役場の皆さんがわかるようなものをつけたほうがいいんじゃないかと思うんです。やはりそれは昼だけにかかわらず、夜も活動するわけでありまして、それは消防も一緒なんです。そういったものも含めて、やはり災害のときに先頭に立って、音頭をとるのはやはり行政の皆さんでありまして、皆さんがよりわかりやすいものをつけていただいて、村民が安心されるような、わかりやすいものが必要だと思っております。先ほどの村長の中では重々わかりますが、その辺も含めてその夜間とか、全体的なものを網羅して検討されるようお願いしたいと思います。

○ 議長 島袋 義範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀幸 君

はい、ありがとうございます。方法論の話になります。やはり個人に一人一人にこう対応していくという部分ではなくて、課にこういくらかを確保をして、みんなで共用していくというような方法もありますので、

その辺も含めて、今後十分に検討させていただきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第42号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第42号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第42号 平成30年度伊江村一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第43号 平成30年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

議案第43号 平成30年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を御説明申し上げます。

第2条で、予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,187万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,597万7,000円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正をしたいと思っております。

支出の第41款、資本的支出の1項建設改良費、既決予定額2,998万9,000円に410万円の補正をいたしまして、3,408万9,000円、資本的支出を4,188万5,000円に410万円の補正をしまして、4,598万5,000円に定めたいと思っております。内容につきましては、公営企業課長から説明をさせたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○ 議長 島袋義範君

公営企業課長 東江民雄君。

○ 公営企業課長 東江民雄君

説明いたします。水道会計補正予算、2ページ目の実施計画明細書で説明をいたしたいと思っております。資本的収入及び支出、支出の部の41款1項1目35節工事請負費410万円の増額につきましては、平成12年に城山浄水場に設置いたしました。村内3カ所の水源池からくみ上げた原水を浄水する前に、一時貯留させる取水ポンプ槽の修繕費でございます。これはファイバー製のタンクが老朽化し、亀裂が生じております。昨年度では2回ほど簡易的に修繕を行いましたが、全体的にもろくなっております。今回は底部分の亀裂が入り、簡易的な修繕が困難なことから全部を取り換えること。またはその他の方法について、検討いたしてまいりました。その結果、工事費が低い既存の施設を利用した改修で計画を進めてまいりたいと考えております。既存の予算とあわせた工事費で早目に工事を取りかかりたく、今回の補正予算となっております。御質疑、よろしくお願いたします。以上で、説明といたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。歳出、質疑を許します。

41款資本的支出1ページ。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第43号 平成30年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第43号 平成30年度伊江村水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

休憩します。 (休憩時刻11時55分)

再開します。 (再開時刻11時55分)

日程第19 意見書第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書（案）を議題とします。

本案は、提出者 渡久地政雄議員、賛成者 亀里敏郎議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政 雄 議員

意見書第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書（案）の提案理由を説明いたします。

御承知のとおり、去る6月11日に那覇市南方約80キロメートルの海上で、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機1機が墜落する事故が発生しました。

7月9日には、町村議長会理事会が開催され、墜落事故に関する抗議決議を受け、7月12日の議会運営委員会において、意見書案が採決されましたので、本臨時会において提案するものである。読み上げて説明いたします。

意見書第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書（案）

去る6月11日午前6時26分ごろ、那覇市の南方約80キロメートルの海上で、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機1機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺はマグロやソデイカの好漁場となっており、漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えており、住民居住地へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

F15戦闘機については、平成6年4月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故を始め、平成14年8月、平成18年1月及び平成25年5月の沖縄本島周辺海域での墜落事故など、今回を含め墜落事故は10件目となる。また、平成28年9月に発生した国頭村沖での外来機AV8Bハリアー攻撃機墜落事故等もあり、県民の不安が高まる中、今回の墜落事故が発生したことは米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

また、嘉手納基地では外来機の飛来が相次ぎ、地域住民は激しい騒音と常態化への不安に悩まされ、平穏な日常生活が阻害されている状況にもある。

伊江村議会は、幾たびとなく繰り返される米軍機の事故等に対し、米軍の安全管理体制のあり方を厳しく指摘してきたところであるが、改善がなされないまま訓練を繰り返す米軍の姿勢は断じて許されるものではない。また、今回の事故に関しても原因の究明や十分な説明もなく、2日後に訓練を再開したことには強い怒りを禁じ得ない。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、伊江村議会は、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記 1. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。

2. すべての航空機の住民居住地での飛行訓練を禁止すること。

3. 外来機の飛来を中止すること。

4. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

平成30年7月20日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使、沖縄防衛局長。以上であります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書(案)を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第20 決議第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議(案)を議題とします。

本案は、提出者 亀里敏郎議員、賛成者 渡久地政雄議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

決議第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議(案)、提出の提案理由を説明いたします。

先ほど申し上げました意見書同様の提案理由であり、本臨時会に提案するものであります。読み上げて説明をさせていただきます。

決議第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議(案)

去る6月11日午前6時26分ごろ、那覇市の南方約80キロメートルの海上で、米軍嘉手納基地所属のF15戦闘機1機が墜落する事故が発生した。

事故現場海域の周辺はマグロやソデイカの好漁場となっており、漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものとして、漁業関係者や県民に大きな不安と恐怖を与えており、住民居住地へ墜落したならば大惨事となることは必至である。

F15戦闘機については、平成6年4月の嘉手納弾薬庫地区内への墜落事故を始め、平成14年8月、平成18年1月及び平成25年5月の沖縄本島周辺海域での墜落事故など、今回を含め墜落事故は10件目となる。また、

平成28年9月に発生した国頭村沖での外来機AV8Bハリアー攻撃機墜落事故等もあり、県民の不安が高まる中、今回の墜落事故が発生したことは米軍における航空機整備・保守点検のあり方等に疑問を持たざるを得ない。

また、嘉手納基地では外来機の飛来が相次ぎ、地域住民は激しい騒音と常態化への不安に悩まされ、平穏な日常生活が阻害されている状況にもある。

伊江村議会は、幾たびとなく繰り返される米軍機の事故等に対し、米軍の安全管理体制のあり方を厳しく指摘してきたところであるが、改善がなされないまま訓練を繰り返す米軍の姿勢は断じて許されるものではない。また、今回の事故に関しても原因の究明や十分な説明もなく、2日後に訓練を再開したことには強い怒りを禁じ得ない。

これ以上、県民を基地あるがゆえの恐怖にさらすことがあってはならず、米軍及び日米両政府においては、県民の懸念の払拭に向け全力を挙げて取り組むべきである。

よって、伊江村議会は、県民の生命・財産及び生活環境を守る立場から、今回の事故に関し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

- 記 1. 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
2. すべての航空機の住民居住地での飛行訓練を禁止すること。
3. 外来機の飛来を中止すること。
4. 日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。平成30年7月20日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第18航空団司令官、在沖米国総領事。
以上でございます。御審議のほどお願いします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております決議第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第2号 米軍F15戦闘機墜落事故に関する抗議決議（案）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

閉会中の議員派遣について、別紙のとおり派遣することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中の議員派遣については、別紙のとおり決定いたしました。

次にお諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に一

任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取り扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成30年第7回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻12時10分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員（3番） 山 城 善 彦

署名議員（5番） 内 間 広 樹